

第3期宮城県国民健康保険運営方針（中間案）への御意見及び県の考え方

No	該当（関連）箇所	御意見等の要旨	県の考え方
1	全般事項	<p>職業（就業形態）や年齢によって加入する保険制度によって違うことは制度上しかたないことではあるが、保険者の違いによって保険料負担や給付内容に差が生じることは好ましくないので、保険財政の均衡を維持し、加入者が安心した生活を送れるような制度であるべき。</p>	<p>国民健康保険は、被用者保険に加入する方等を除く全ての方を被保険者とする公的医療保険であり、国民皆保険の最後の砦であります。県としましては、国民健康保険の財政運営の責任主体として、保険料水準が過度に変動することのないよう、引き続き県内全体の財政状況のバランスを見極めながら運営してまいります。</p>
2	<p>第6章 4 保険給付の適正な実施に関する取組 (P21)</p>	<p>柔道整復施術療養費適正化業務の患者調査について、調査対象となった患者から、施術所に行くのをためらうようになった等の意見が施術所に寄せられており、受診抑制へつながるおそれがあることから、文書の内容や照会対象の選定方法について再考願う。 (他、同様意見2件)</p>	<p>柔道整復施術療養費適正化業務については、療養費の支給の適正化のため、厚生労働省の通知に則して支給申請書の点検を行い、患者調査の対象者を選定しております。</p> <p>照会文書については、照会の目的等について被保険者にわかりやすい文面となるよう随時見直しを行う等、事業の実施にあたりましては、受診抑制につながることを無きよう適切に実施してまいります。</p>
3	<p>第7章 2 医療費の適正化に向けた取組 (P24)</p>	<p>宮城県では特定健診の受診率が全国上位にあるものの、特定保健指導の受診率が低迷しており、結果としてメタボリックシンドロームの該当者、予備軍の割合が全国と比べてかなり高く、医療費の増加に影響していると思われる。特定保健指導の受診率向上を図り、健康寿命を延ばすことが、医療費の抑制につながるのではないかと。</p>	<p>御指摘のとおり、本県では特定保健指導の実施率が全国平均を下回っていることから、国の目標値である45%を目指すため、宮城県では令和4年度から実施している特定保健指導実施率向上事業とともに、保健指導の質の向上に寄与する研修会事業を継続してまいります。</p>